

令和6年度長野市地域包括支援センター事業計画

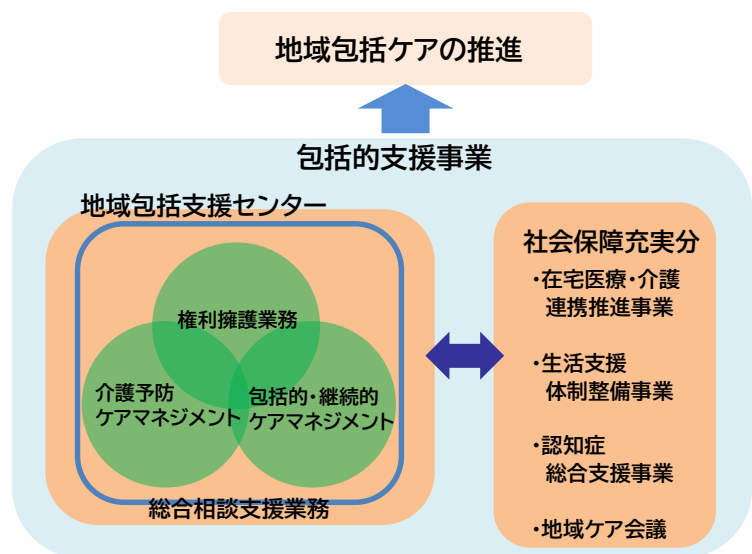
1 事業計画の趣旨

本市における高齢者等の取り巻く状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉に関する相談支援等の事業を包括的かつ継続的に実施する。

2 包括的支援事業

高齢者等のニーズの把握および相談内容の分析により、適切な支援へとつなげる。

総合相談支援業務および社会保障充実のための各事業を実施することで、地域包括ケアの推進を図るとともに体制を整える。



(1) 総合相談支援事業

- ・専門3職種等が高齢者等の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、包括的・継続的に支援する。
- ・高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員等の協力を得ながらアウトリーチにより地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することで、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図る。
- ・「基本チェックリスト」の活用により、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供が必要な人を決定し、介護予防ケアマネジメントにつなげる。
- ・担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努める。

(2) 権利擁護事業

- ・高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と早期発見に取り組む。
- ・虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者(家族)への支援にも努める。
- ・高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努める。
- ・高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害に遭わないように、被害の未然防止のため、消費生活センターや警察などの関係機関と連携して悪質商法や特殊詐欺などの最新情報を収集し、広報・啓発活動を行う。
- ・長野市成年後見支援センターや「おひとりさま」あんしんサポート相談室との連携を密にし、成年後見制度等の普及や啓発を図るとともに、制度の利用に向けた支援を行う。



(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアプランの作成についての相談や複雑化、複合化したケースの相談などについて、専門3職種等がその専門性を活かして具体的な援助方法の検討を行うとともに、地域ケア会議や各支援センターが開催する管内ケアマネ連絡会も活用しながら、ケアマネジャーへの支援・助言を行う。
- ・ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域の社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるよう、地域の様々な関係機関とのネットワークの構築を図る。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、適切なアセスメントの実施により生活機能の維持・改善が図れるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人の意欲に働きかけながら、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいただけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。
- ・厚生労働省の定める地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び長野市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント手順書に基づき、適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ・介護保険法第115条の23第1項の規定に基づき、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供する。





3 認知症総合支援事業

- ・認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づき、認知症の人やその家族の視点を踏まえ、普及啓発の推進を図るとともに地域での見守り・支援体制づくりを進める。
- ・保健・医療・介護の各種専門機関や認知症疾患医療センターとの連携の充実を図り、できるだけ早い段階で必要な医療・介護等につなげ、安心して暮らせるように、相談支援体制の充実を図る。

4 地域ケア会議の充実

- ・個別ケア会議では高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、専門職、民生児童委員、自治会役員、ボランティア、行政職員などの参加者によって、多様な視点から検討し、高齢者等の地域におけるその人らしい生活の継続を支援する。
- ・「本人が地域で暮らしていけるために、地域でどう支援していくか」という広い視点で課題解決のための議論を行い、個人の課題解決、ネットワークの構築及び、地域課題の発見機能を強化する。
- ・自立支援型個別ケア会議においても、ケアマネジャーの実践力向上とともに、地域課題の把握及びネットワークの構築に努める。
- ・個別ケア会議等の積み重ねによる地域課題の抽出を踏まえ、「地域ネットワーク会議」を開催することで、課題解決に向けた調整や推進、支え合いの仕組みの創出につなげる。

5 生活支援体制整備事業

- ・総合相談業務などから得られる地域課題を抽出・分析し、高齢者の生活課題に対する地域ごとの支援体制を構築するため、各住民自治協議会に配置された地域福祉ワーカー、各支所及び住民自治協議会と連携するなど各地域の地域福祉活動計画や住民活動と連動する形で、地区の特性や実情に応じた住民同士による「生活支援」や「集い・通いの場」、「移動支援」などの「支え合い活動」の創出に向けた取り組みを行う。
- ・地域ネットワーク会議等の機会を利用して、地域包括支援センターが把握している高齢者の実状や、専門的見地から、地域課題の抽出、支援体制の構築に向けた取り組みの提案などを、地域に向けて積極的に行う。

6 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを進めるため、医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の充実を図る。
- ・地域包括支援センターは、長野市在宅医療・介護連携支援センターの活用、多職種連携研修会への参加、人生会議(ACP)の啓発に協力する。